令和２年８月４日

静岡労働局長
谷　直樹　　殿

静岡地方最低賃金審議会
会　長　篠原　光秋

静岡県最低賃金の改正決定の答申に関する付帯決議

当審議会は、令和２年６月３０日付け静労発基０６３０第１号をもって貴職から諮問のあった静岡県最低賃金の改正決定について、専門部会を設置して調査審議を重ねたところ、労使双方より、新型コロナウイルス感染症は静岡県全体に多大な影響を与えており、企業環境・労働環境ともに大変厳しい状況である旨の説明・意見がそれぞれ多く出され、議論を尽くした結果、本年は平時と異なり、コロナ禍の非常時であることから、雇用の維持を最優先としたうえで、現行水準を維持し引き上げ額０円とすることを、公労使の合意のうえで取りまとめた。

なお、取りまとめにあたり、下記について意見の一致を見た。

記

1　いかなる経済情勢下であっても最低賃金法をはじめとする各種法令の順守について、公労使で共通の認識を有していることをあらためて確認し、指導・呼び掛けの取組みについて、労使各側の代表委員がリーダーシップを発揮して実践する。また、労働基準行政当局に対しては、引き続き法の順守に向けた取り組みを行うよう要望する。

2　本年の判断を真摯に受け止めたうえで、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環に向けて、静岡県経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、環境整備に不断に取り組む。